

介護給付費通知に関する Q&A

[質問 1] 「介護給付費通知書」とは何ですか？

[回答 1] この通知書は、どのようなサービスをどれくらい利用されたかをお知らせするとともに、介護保険に対する理解を深めていただくためのものです。

※領収書や請求書ではありません。そのため、医療費控除の添付資料には利用できません。

[質問 2] 何のデータを元に作ったのですか？

[回答 2] この通知書は、サービスを利用した介護保険事業所からの介護保険請求を元に作成しております。したがって、該当期間にサービスを利用されていても、何らかの事情により事業所からの請求が遅れた場合には記載しておりません。

[質問 3] 通知の中の利用者負担額が事業所からの領収書と合っていないのはどうしてですか？

[回答 3] この通知書の中の利用者負担額には介護保険給付対象外のもの（通所サービスでの食費、日用品費など）は含まれておりませんので、実際に支払った額と一致しないことがあります。

[質問 4] 「居宅介護支援」という支払っていないサービスが載っているのはなぜですか？

[回答 4] 「居宅介護支援」のサービスは利用者負担額がないため、0円になっています。このサービスは、サービス計画を立てるなどのケアマネジャー業務に対する介護報酬です。

[質問 5] サービス略称の「特定介護」というのは何ですか？

[回答 5] 「特定介護」とは、「特定入所者介護サービス費」のことです。

これは、介護保険負担限度額認定を受けている方の、介護保険施設に入所したときの「食費」「居住費」と、短期入所（ショートステイ）を利用したときの「食費」「滞在費」のことです。国が定めた基準費用額から利用者負担額を引いた金額が、介護保険から給付されています。

この「食費」「居住費」の利用者負担額は、「介護保険負担限度額認定証」に記載されている負担限度額（負担額）のご利用日数分の金額になっています。

介護保険課からのお知らせ

【第三者行為（交通事故等）の届出が義務化されました】

平成28年4月1日から、65歳以上の方（第1号被保険者）が、交通事故等の第三者行為を起因として介護保険サービスを受けた場合は、区への届出が必要となりました。

交通事故等により要介護状態になった場合や、状態が悪化した場合は、介護保険課へご相談ください。